事業者間の責任の整理についての考え方

(資料安作13-4、資料安作15-2)

総務省 総合通信基盤局 電気通信技術システム課

平成21年6月2日

論点 中継系における加入系利用者数の扱い

課題

中継系網(コア網)と加入系網(アクセス網)が相互接続し、中継系の故障により、加入系に影響を与えた場合、中継系における利用者の数はどのように数えるべきか

【考え方(案)】

案1 相互接続先の事業者数を数える(相互接続先=1)

案2 加入系における最終影響利用者数を数える(エンドユーザカウント)

案4 | 一定の中継回線数や呼数以上の範囲ならば、重大な事故とする

[留意点(例)]

- 利用者に対して責任を持つのは中継系か加入系か、双方か
- ・ 案1の場合は、影響範囲の実態を正しく把握しているといえるのか
- ・ 案2の場合、加入系における影響利用者数を事業者間連携により事故毎に集計できるかまた、アクセス系事業者の冗長化ポリシーの違いを考慮する必要があるか
- ・ 案3の場合、実際の影響利用者数を集計する必要はあるのか
- ・ 案4での一定の数はどのように決めるのか
- 同様の議論が、卸元事業者の故障により卸先事業者に影響を与えた場合でなりたつのか。

中継系事業者における重大な事故への該当の可否について

課題

中継系事業者の設備の故障により、加入系事業者及び利用者(エンドユーザ)に事故が生じた場合、当該中継系事業者が総務省に対し行う事故報告(特に重大な事故の報告)の在り方について、どのように考えるべきか

考え方(案)

- 中継系事業者の事故が及ぼす利用者への影響をより正確に反映した事故報告 対応を行ってもらう観点から、次の2つの案又はこれらを組み合わせる案が考えら れるのではないか
- (1) まず、中継系事業者が、加入系事業者を通じて、利用者への事故の実影響(自己の直収サービス利用者等を含む。)を把握し、その範囲が3万利用者かつ2時間以上に当たるか調査する。

案1

案2

- (2) (1)で実影響範囲が把握出来ない場合、総務省に提出された加入系事業者からの事故報告等に基づき、次のいずれかに合致するか調査。合致する場合、重大な事故に該当することとする。
 - ① 中継系事業者に起因する加入系事業者(単体)の事故が、3 万利用者、2時間以上継続
 - ② 同一中継系事業者に起因する加入系事業者(複数)の影響が、 3万利用者、2時間以上であることが明らかな場合。

(2) (1)で実影響範囲が把握出来ない場合、当該中継系事業者の一定容量(例. 2Gbps)を超えた回線設備の事故の場合、重大な事故に該当することとする。

フローチャート(例): 案1・案2を組み合わせた場合

ステップ1

実影響範囲 の把握

ステップ 2

総務省への重大 事故報告を基にした 影響範囲の確認

ステップ3

総務省への任意 報告等を基にした 影響範囲の確認

中継系 事業者

事 故

発 生

中継系事業者 が自己の設備 故障等による 利用者数等を 把握出来る か?

NO

当該中継系事業 者(単体)の事故 が3万利用者、2 時間以上

NO

加入系事業者の事故に関する情報等から

中継系事業者が、次の要件に該当するか?



当該中継系事業 者の事故に起因す る加入系事業者 (複数)の事故が 明らかに合わせて 3万利用者、2時 間以上と判断出来 る場合

不明



一定容量 (例. 2 Gbps)を 超えた回 線設備の 事故の場 合、重大 な事故に 該当

YES

3万利用者、 2時間以上

NO_N



YES





重大な事故に該当しない

- ・ 利用者への情報提供
- ・総務省への任意の報告 等

重大な事故に該当

重大な事故に該当しない

- ・ 利用者への情報提供
- ・総務省への任意の報告